

台風 12号による農水商工被害と対応状況について

(平成 23 年 10 月 11 日 9:00 現在)

I 被害状況について

1 農産物（施設）

- ・ 水稲の冠水・倒伏被害（県内 18 市町 2,500ha）
- ・ 大豆の冠水被害（県内 6 市町 635ha）
- ・ みかんのスレ果（紀南地域 3 市町 958ha のうち 10% 程度）
- ・ みかんの冠水（紀南地域 3 市町 18ha）
- ・ 梨及び柿の落果（中南勢・伊賀地域 6 市町 145ha）
- ・ 共同利用施設の冠水及びビニールハウス等の破損（県内 16 市町 108 件）
- ・ 個人所有農機具の冠水（紀南地域 多数）

2 農地被害

- ・ 畦畔の崩壊や水路、農道の被害など(県内 14 市町 971 箇所)

3 水産被害

- ・ 養殖魚のへい死（熊野灘沿岸 5 市町 多数）
- ・ 漁具（定置網損壊）被害（熊野灘沿岸 5 市町）
- ・ 漁船（沈没・破損）被害(2 市 5 隻)
- ・ 漁港施設の損傷及び流木等の流れ込み（津市以南 9 市町）

4 商工業被害

- ・ 店舗、工場等の建物及び設備等の被害(中南勢・東紀州地域等 約 410 件)

※詳細は現在、調査中です。

《主な被害金額》

・ 水稲の冠水・倒伏被害	約 5, 500 万円
・ みかんのスレ果	約 3 億 8, 300 万円
・ みかんの冠水	約 7, 300 万円
・ 梨及び柿の落果	約 5, 300 万円
・ 共同利用施設の冠水	約 3 億 2, 500 万円
・ 個人所有農機具の冠水	約 13 億円（買換相当額）
・ 畦畔の崩壊や水路、道路の被害など	約 36 億円
・ 養殖魚のへい死	約 3 億 1, 000 万円
・ 漁具（定置網損壊）被害	約 7, 000 万円
・ 漁港施設の損傷及び流木等の流れ込み	約 2, 800 万円

※ なお、被害の規模及び箇所や被害額等詳細については調査中

II 被害への対応状況について

○被害情報の把握

- ・農水産業及び商工業の被害状況調査の実施

○農地・農業用施設の復旧支援にかかる国・県職員の派遣要請

- ・被災地の熊野市、御浜町、紀宝町、大紀町からの要請に基づき、農地・農業用施設の復旧支援のため、現在、熊野市に県職員3人、御浜町に国職員3人、県職員1人、紀宝町に県職員2人、大紀町に県職員2人を派遣しています。

○救援物資関係

- ・紀宝町からの要請に対し、「生活必需物資等の調達に関する協定」に基づき、協定企業（3社）から救援物資を紀宝町役場へ搬送（パン3万食、水（2L）15,560本、カップラーメン1万個）（9月5、6日）
- ・紀宝町からの要請に対し、県備蓄のアルファ米（五目ごはん 1000食）を搬入（9月7日）
- ・紀宝町より消毒作業のため、動力噴霧器の要請があり、県が伊勢志摩防災拠点に保管している動力噴霧器8台を紀南防災拠点に搬送（9月8日）
- ・紀宝町から水の要請があり、協定企業（1社）から水（2L）1万本を紀宝町役場に搬送（9月9日）
- ・紀宝町及び熊野市から、衣類、日用品（歯ブラシ、マスク、電池など）、履物等の要請があり、協定企業（2社）から搬送（9月9日～12日）

○被災中小企業関係

- ・金融経営室に相談窓口を設置（9月5日）
- ・県単融資制度において、災害救助法の適用となった熊野市、御浜町、紀宝町に事業所を有する被災中小企業者を対象に、既存融資の返済条件の緩和措置を実施（9月9日）
- ・災害関係保証の指定地域（熊野市、紀宝町）における被災中小企業者を対象に復旧に必要な運転資金、設備資金を借入れられる制度「台風12号関連災害復旧資金」を新たに創設。また、同保証の対象外地域については、既存の「リフレッシュ資金」において、保証料率を引き下げるとともに、限度額の引き上げや返済期間の延長などの優遇措置を追加（10月3日）